

熊本県公報

第 1 1 0 6 4 号
平成 15 年 12 月 17 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(介護保険課) 1
 - 指定居宅サービス事業所の指定……………(") 1
 - 国土調査としての指定……………(農村整備課) 1
 - 熊本県家畜商講習会の開催……………(畜産衛生課) 1
- 公 告**
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見……………(商工政策課) 2
 - 換地計画の決定及び公告・縦覧……………(農地建設課) 3
 - 所在不明の登録貸金業者の公告……………(経営金融課) 3

告 示

熊本県告示第 1186 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成15年12月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所 どんぐり 八代市松江本町2番30号松高コーポ 301号	有限会社どんぐり	平成15年12月8日

熊本県告示第 1187 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成15年12月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所 どんぐり 八代市松江本町2番30号松高コーポ 301号	有限会社どんぐり	平成15年12月8日

熊本県告示第 1188 号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により坂本村が実施する地籍調査事業を国土調査として指定したので、告示する。

平成15年12月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行う者の名称	調査地域名	調査期間
坂本村	大字鮎婦ほの一部	平成15年12月17日から 平成16年3月31日まで

熊本県告示第 1189 号

家畜商法(昭和24年法律第208号)第4条の2第1項の規定により、平成15年度熊本県家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成15年12月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 講習会の目的
家畜の取引業務に関し、必要な知識を習得させる。
- 2 講習の対象者
家畜商の免許を受けて家畜の取引業務に従事しようとする者
- 3 講習会の期日及び場所
 - (1) 講習会の開催日時
平成16年2月12日（木）及び2月13日（金）
午前9時から午後5時まで
 - (2) 講習会の開催場所
熊本県家畜商業協同組合
下益城郡松橋町浦川内字柳原1641の1番
- 4 講習の内容

科 目	時間数	備 考
家畜の取引に関する法令	4時間	家畜商法、家畜取引法等
家畜の品種及び特徴	4時間	
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	6時間	

- 5 受講の申込方法
 - (1) 受講しようとする者は、家畜商講習会受講申込書（別記様式）に講習会受講手数料3,300円（熊本県収入証紙）及び写真（ライカ版）2葉を添えて、平成16年1月20日までに所管地域振興局長（熊本市にあっては、熊本農政事務所長）に提出すること。
 - (2) 受講の申込みをした者には、受講票を交付する。
 - (3) 納付した手数料は、返還しない。
- 6 修了証明書の交付
講習会の課程を修了した者には、講習会終了後修了証明書を交付する。
- 7 その他
 - (1) 講習会当日は、講習開始30分前までに会場に集合し、受付に受講票を提出すること。
 - (2) 受講者は、筆記用具を持参すること。
 - (3) 講習会用テキスト（参考書）は、当日受付で販売する。（3,150円程度）

別記様式

家畜商講習会受講申込書

年 月 日

熊本県知事

様

(申込者)
現住所
氏 名 印
生年月日

家畜商法第4条の2第1項の規定による講習会を受講したいので、手数料を添えて申し込みます

公 告

熊本県公告第879号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、平成15年7月11日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により小川町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成15年12月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地